

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 4月16日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 4月16日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例について
- (2) その他

開 会 9時27分

閉 会 12時13分

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日は長与町議会議員政治倫理条例について、基本的に最後の詰めというふうにしたということ考えております。皆さんのお手元にはただいま、いつものペーパーとそれから議会の措置問題がまだ積み残してありましたので、この問題の条文比較。今まで17の議会の条文との比較等をやってまいりましたけども、そこの議会の措置の条文の文言等について、まとめたもの、条文比較ということで、このペーパー2枚を準備いたしておりますので、今から協議を始めたいと思います。

委員会の中で今から詰めていかなければならないことが、3ページの第10条であります。ここで10条第2項「議長は」と議長が措置を講ずるということの是非、それから第2号にある議会における役職の停止とか勧告を入れんばっじゃないかとかそういう意見も多分あったろうと思います。それから議会への出席停止の問題。こういった問題も出ましたので、ここを中心にいろいろ考え方等についてまとめておりますので、私の方から説明いたしますので、委員長を交代して副委員長に進行をお願いいたします。

○委員（金子恵委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

まず、1点が第2項に「議長は、委員会の報告に基づき政治倫理基準に違反した」と書いておりますけれども「基準等」が本当でありますので、「等」をここに挿入をするということ書いております。これは第6条で、第4条の基準と第5条の請負等に関する遵守事項、これを合わせてこれに違反する疑いがあるということで、審査請求に繋がってくるわけですので、この整合性のために「等」を挿入いたしました。それと、右側の方に書いておりますけれども、もう一度、皆さんに御提案をしたいのが、矢印の2番目であります。第2項の主語、「議長は」とするか、「議会は」とするかと、当初2月26日に議運にお諮りしたときに「議会は」ということでしておったんですが、協議の上「議長は」ということにしたわけでありまして、17議会の例を調べてみますと、「議会は」としたところが9つの議会。1枚物のペーパーでやっておりますけれども、議会は紺色の文字でしておりますけれども、こういった所が、9つの議会が「議会は」ということでしております。あと6議会が「議長は」と、あと2議会が何も記述されてないということでありました。「議会は」というのが多くの議会は書かれておると。そこで私もこれは第10条そのものが、対象議員が自ら講じるというものと、議会が措置を講じるということなので、やっぱり「議会は」とした方が良いんじゃないかなという思いがして、あのあと、随分考えて右側の方に再検討私案ということで載せております。基本的に第10条第1項は、ちょっと右側の方の枠内を読みますと「対象議員は、政治倫理基準等に違反している旨の委員会指摘について、議長から通知があったときは、

自らの責任を明らかにしなければならない。」と基本的に趣旨は同じですけれども、従来は「対象議員は、議長を通じて委員会から政治倫理基準等に違反している旨の指摘を受けたときは」と。委員会はあくまでも議長に報告するということであって、対象議員に指摘をするということではないので、果たしてどうなのかなと思ってこういうふうに変えたらどうかというのが、第1点ですね。それから第2項が「議会は、政治倫理基準等に違反したと認められる対象議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる事項を講ずるものとする。」と、これは基本的に、ただ「議長は」と「議会は」の違いだけだったと思うんです。そして、次に掲げる措置の1号から5号まで書いてありますけれども、第1号が文書による警告ということで、いろんなケースが考えられると思いますけれども、もう単純に文書による警告、よその事例を見ると誓約書をとるとかあるんですけども、全員が出席する協議会における陳謝、こういったことで特別委員会なり、全員協議会なり、公の場で陳謝をするということであればもう簡単に、誓約書を出させるということよりも、そこで陳謝をすることで、それに足りるんじゃないかなというふうに思って、文書による警告だけ、当初の見直し案のとおり文書による警告とこういうふうにした方が良くないかなというふうに。第2号が「議会における役職停止の勧告」と、前が「役職の停止」としとったんですが、やっぱりこれはこの前から話があったとおり「勧告」を入れた方が良くないかなという。それから3号、4号は変わらない。5号も変わらない。下の方に書いてありますように、条例は「議会の措置」であり、第2項の主語は「議会は」が適切ではないのかなという、改めて私案ですのでそういうのを受け取って、実際に措置を講じたときは、対象議員及び請求代表者には議長名で通知をするわけです。議長が、本会議で報告をするということですので、そういう意味で議会としての措置でありますので、「議会は」という主語に直したらどうかというのが、今日の内容であります。掲げる措置の内容も合わせて提案をいたしましたので、審議をお願いいたします。

○委員（金子恵委員）

では、この10条に関して再検討案として、喜々津委員に説明をいただきましたけれども、まず10条の1項、委員会指摘について。条文が少し変更になっておりますけれども、まずこの点から皆様の御意見をお伺いしたいと思いますけれども、どなたかからありませんか。

審議を深めるためにしばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員（金子恵委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、いろいろ協議をいただきまして一定の結論が出たようであります。確認を

いたします。10条第1項につきましては、私案の「対象議員は、政治倫理基準等に違反している旨の委員会指摘について、議長から通知があったときは、自らの責任を明らかにしなければならない」とこういうふうに変更をしたいと思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり)

異議なしと認めます。

次に第2項が、まず文言の追加でありますけれども、「政治倫理基準に違反した」というのが、第6条、第10条第1項との整合性を図るという意味で「政治倫理基準等」というふうに改めたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

次に第2項の頭の部分ですけれども、「議長は」としておりましたけれども、議会の措置ということから考えても、これを「議会は」というふうに変更するというので、先程御意見を集約しました。ここに書いてあります、読みますけれども、右の方の表ですね、「議会は、政治倫理基準等に違反したと認められる対象議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。」と。次に措置の内容であります。1号が文書による警告、第2号が公開の議場における陳謝、第3号が議会における役職の辞職勧告、第4号が議員に対する辞職の勧告、第5号がその他必要な措置ということでしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これで第10号の検討を終わります。

場内の時計で10時50分まで休憩をいたします。

(休憩 10時38分～10時50分)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

先程、措置の内容について御決定をいただきました。4号の「議員に対する辞職の勧告」ということでしておりましたけれども、1枚物のペーパーを見てもらえれば、長崎市、諫早市とかがこういう書き方をしておったもので、それに倣っておったんですが、事務局の方からも指導がありまして、もう単純に「議員の辞職勧告」ということで良いんじゃないだろうかということ、他の所も「議員の辞職勧告」という所がたくさんありますので、この例に倣って第4号を「議員の辞職勧告」というふうに変更したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように改めたいと思います。

それでは次のページ、1番裏面であります。4ページをお開きいただきたいと思えます。これは前々回の時に新たに会津若松市議会の例で、これを入れたらどうかということによって提案をしたものであります。第12条が議員の依頼等に対する記録、読んでみます。「議長は、議員が行う職員等に対する要請活動に対して、要請内容等を記録した文書の作成を当該職員等の任命権者等に求めるものとする。」ということであります。右の方に議員は住民の代弁者であることから、所管課等に対する要請及び確認活動をする機会が多い。活動がともすれば強要あるいは圧力ととられかねないことも懸念されることから、議員が行う全ての要請活動等を記録することで、政治倫理基準遵守の意識づけにもなるということ、これを提案した理由を書いております。アスタリスクで会津若松市議会を参考に提案したが、執行部との調整が必要。あるいはまた個人情報保護との関係なども検討する必要がありやせんかなということを書いております。これは入れ込みながらも、他の所にはまず無かったんですよ。こういう条文が。ただ、議会基本条例を作る段階から会津若松市議会っていうのは、非常に先進的な議会であるという認識があったものですから、そこにたまたまあったのを見つけて提案をしたものです。これについて、皆さん方の御意見をいただきたいと思えます。

暫時休憩して、自由に討議をお願いします。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

第12条について、前回の時に提案をしておりましたけれども、これについては、既に行政側も対応記録、備忘録、こういったものは作成をしておるということで、倫理条例で謳うまでもないというふうな御意見でありました。まさにそのとおりだと思います。したがって、この第12条を全文削除するという御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、この削除抹消をお願いいたします。そうしますと第13条委任事項が第12条に繰り上がりますので、訂正をお願いいたします。

それでは大変長期間にわたって、この倫理条例につきましては、見直しの検討をしていただきまして、大変御苦勞であったと思えます。これを整理して、明後日の全員協議会に説明し、お諮りをして、次の6月定例会に提案するという段取りを踏ませてもらいたいと思えますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

これを整理をしたやつを、事務局の方をお願いをして作成をしてもらいたいと思えますので、御了解いただきたいと思えます。

議長。

○議長（内村博法議員）

18日の全員協議会ですけれども、一応中間報告というようにしとるんですよ。というのも規程の作成とか、解説書の作成とか、次の手順としてあるわけですよ。だから一応中間報告という形にしております。案内状にはですね、全員協議会の。仮にいろんな意見が出て、またどうしても検討するのが出て来るとか、そういうのがあるんじゃないかということで中間報告としてるんですけれども、その辺りの委員長の認識だけ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

今、中間報告という形で招集の案内が来ておりました。これで良いのかということでもありますけれども、基本的には、私はもう最終的な報告というふうにさせていただきたいと。逐条解説はあくまでも、それを議員にあるいは町民に分かりやすく説明するための条文でありますし、また条例を補完する施行規程でありますので、これはこれで一応案として成案ができたならば、その肉づけはこの6月定例会前までに終わってしまうという考え方でおります。私はそういうふうに思いますが、皆さん方がそれで良いかどうかというのは、また別問題であります。

暫時休憩して、ちょっと話を聞きたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

この条例については、最終案として全協にお諮りをしたいと。しかし、その資料につきましては、3月に全協で説明したところ以降、訂正をした分については朱書きをする。それと重要な事と思われる点については、右の見直しの考え方のところ書き込んでいくと。そういう作業をして、18日に提案をしたいというふうに思います。

次に、前回の時に答弁書の問題がありました。資料がありますでしょうか。一般質問の活性化に係る提案ということで、答弁書の事前配布ができないかという問題でありました。これについては、現在、議会事務局の方は、庁舎内のデータを議会事務局の方で取り込んで、そして、それを一般質問が終わる前に印刷をして、一般質問が終わった段階ではメールボックスに入っておるというやり方であったということで、この前説明がありました。基本的には事前配布のどの段階で誰がするかという問題。基本的には議会事務局か、総務の担当がするのかなと思いますし、総務部門と議会事務局、どちらが担当するかというのは協議をせんばいかん問題でしょうけれども、やっぱり一般質問の議論の活性化という部分では、一定こういった事前配布を求めるということは、町政の活性化にも繋がってくるのではなかろうかなという思いがいたして提案をしたわけでありました。これについて、今日一定の結論が出れば、これで全協に諮って全協の皆さん方の意見も聞こうというふうに考えております。こちら辺についても皆さん方の御意見を最終的に聞かしていただいて、委員会として判断をしていきたいと思っております。

暫時休憩して議論をしたいと思っております。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

今、通告に伴う答弁書配付の（２）、河野委員の方から指摘がありました。ここを変更したいと思います。答弁書の事前配付については、前町長時代に実施した経緯があるが、一問一答制になり廃止していると。後は全部削除。（２）の部分はですね。そういうふうにして全員協議会にお諮りしたいと思っております。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では、そのように取り扱いをさせていただきます。

次に、前、岩永議員の一般質問が体調不良で取り下げをされた。その後の人たちを前に繰り上げるということについて、あの時は私も覚えてますけれど、饗庭議員だけでなく、その後の人たちもみんな絡んできたんですよ。饗庭議員が多分午後の１番だったろうと思うんです。午後の１番が午前になる。午後の２番が午後の１番になると、それだけですけれども、１人の議員じゃなくて、３人の議員が影響を受けるということで、それはもうそのまましても良いじゃないかという、そういうことで事務局、議長とも話をしたというふうに覚えております。これについてある程度、一定の議運として考え方をまとめておく必要がないかというのが、この前の御意見だったと思いますが、これについてどう思われるか。これもまた、議論したいと思えます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

お陰様で政治倫理条例は一定の区切りがつかしました。あと、言いましたように、施行規程、あるいは逐条解説、特に施行規程は提案する時にある程度でき上がっておるのが原則だと思いますので、これから先に取り組んでいきたいと思えます。

次回の議会運営委員会をいつが良いか。２６日の９時３０分からよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

次回の議会運営委員会を４月２６日９時３０分ということで決定をいたしました。他に無いようでしたら、これで終わりたいと思えます。

(閉会 １２時１３分)